

V. その他の密輸の取締り

不正薬物、銃砲等、知的財産侵害物品以外のものであっても、関税法でその輸入や輸出が禁止されている物品があります。また、関税関係法令以外の法令によって輸入や輸出の規制が行われている物品もあります。

1. ワシントン条約

絶滅のおそれのある動植物の輸出入等の国際取引を規制し、絶滅から保護することを目的として、1973年にワシントンにおいて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」が採択されました。この条約をワシントン条約といいます。この条約では、ペットや鑑賞用の生きている動植物はもちろんのこと、はく製、これらを使用して作られたコート等衣類、ハンドバッグ、ベルト、靴、細工品、漢方薬等の加工製品も規制対象となっています。

<主なワシントン条約該当事件>

[事例] サルの密輸入事件

タイから航空機によりサル（コモンリスサル等）21匹を密輸入しようとした日本人を関税法違反で告発しました。（令和4年10月・東京税関）



2. 不正輸出

特定の貨物の輸出については、関税関係法令以外の法令により、許可、承認等が必要なものがあります。これらの法令の規制は、関税法の輸出の許可制と結びつけてその実効性が確保されることとなっています。税関では、関係省庁と連携して、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出も取り締まっています。

令和5年の1年間で、紙巻タバコ等の不正輸出事件等の不正輸出事件を5件告発しました。

＜主な不正輸出事件＞

〔事例 1〕 水中探知装置の不正輸出事件

ペルー及びチリに向けて船舶により水中探知装置一式を不正に輸出した法人及び日本人 3 名を関税法違反で告発しました。（令和 3 年 12 月・神戸税関）

〔事例 2〕 廃電子基板等の不正輸出事件

外国籍船舶によりマレーシアへ廃電子基板等（バーゼル法に該当する貨物）を不正に輸出しようとした法人及び中国人 6 名を関税法違反で告発しました。（令和 4 年 11 月・大阪税関）

〔事例 3〕 紙巻タバコ等の不正輸出事件

国際郵便物により中国及び香港へ紙巻タバコ等 25,000 本を不正に輸出する準備をした法人 1 社、ベトナム人 1 名及び中国人 1 名を関税法違反で告発しました。（令和 5 年 5 月・横浜税関）



3. 偽造有価証券

関税法上、貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カードは、輸入してはならない貨物とされています。

令和 5 年 10 月には、偽造有価証券の密輸入事件を告発しました。

＜偽造有価証券密輸入事件＞

〔事例〕 偽造有価証券の密輸入事件

中国から航空機により偽造有価証券 1,362 枚を密輸入しようとした中国人 2 名及び日本人 1 名を関税法違反で告発しました。（令和 5 年 10 月・大阪税関）

